

四日市市訓令第1号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年2月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程の一部を改正する規程
四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程（昭和45年四日市市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(整備管理者) 第5条 (略)	(整備管理者) 第5条 (略) <u>2 整備管理者は、市長が職員のうちで 車両法第50条に定める資格を有する 者のうちから選任する。</u>

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

(財政経営部管財課)